

下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画 (骨子案)

令和 3 年 2 月 10 日時点

西東京市緑化審議会

目次

1. 計画の概要	1
(1) 計画作成の背景	1
(2) 計画の目的	1
(3) 計画の位置づけ	1
(4) 計画の対象期間	1
(5) 計画の対象範囲	2
2. 下保谷四丁目特別緑地保全地区の概要	3
(1) 概要	3
(2) 自然・地理的環境	6
(3) 建築とまちづくり	8
(4) 屋敷林をめぐる歴史と文化	9
(5) 屋敷林の日常管理の担い手	10
3. 下保谷四丁目特別緑地保全地区の現状と課題	11
(1) 保全の状況と課題	11
(2) 活用の状況と課題	12
4. 保全活用の基本的な考え方	13
(1) 目指すすがた	13
(2) 基本方針	13
5. 行動指針	14
(1) 保全指針	14
(2) 活用方針	15
6. 関連する諸計画との整合	18
(1) 建物等の保存活用に関する諸計画との整合	20
(2) 西東京市の諸計画との整合	20
7. 組織体制	20
(1) 将来的な下保谷四丁目特別緑地保全地区の保存活用体制について	20
8. 資料	20

1. 計画の概要

(1) 計画作成の背景

下保谷四丁目特別緑地保全地区は、保谷駅北口より約 400m に位置し、都市化が進む駅周辺地域における貴重な緑であるとともに、武蔵野の面影を残す屋敷林として非常に貴重な空間となっています。これを将来に継承するため、西東京市は、平成 24 年 11 月に特別緑地保全地区として指定するとともに、所有者より約 1.1 ヘクタールの用地を取得しました。

特別緑地保全地区指定の基本方針でもある保全に加え、地域資源として有効活用するための計画を策定していく必要があることから、平成 31 年 1 月に、その礎となる「下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用方針」を策定し、特別緑地保全地区の新たな保全活用に向けた一歩を踏み出し、保全活用の基本方針を実現するためのプロセスとして、実証実験、活用、価値の評価を同時進行で進めてきたところです。

(2) 計画の目的

下保谷四丁目特別緑地保全地区は、屋敷林として人の手が加えられ活用されることにより、保全されてきました。これを将来に継承するには、所有者である西東京市、地域住民、専門家が連携しながら、保全と活用を一体のものとして捉え、取組を実施していく必要があります。

本計画は、下保谷四丁目特別緑地保全地区に関する知見を整理し現状を把握するとともに、下保谷四丁目特別緑地保全地区のあるべき姿を定め、今後の保全活用のための基本計画を定めることを目的とします。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、下保谷四丁目特別緑地保全地区を市民、専門家、西東京市等のさまざまな主体が連携しながら保全活用していくにあたり指針とするものであり、下保谷四丁目特別緑地保全地区で実施される個別事業はこれに基づくものとします。

策定にあたっては、「西東京市総合計画」や「西東京市都市計画マスタープラン」、「西東京市みどりの基本計画」とも整合を図るとともに、市民からの意見も取り入れたものとします。

(4) 計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和 4 年度から令和〇年度までを対象期間とし、短期計画（3 年）、中期計画（5 年）、長期計画（10 年）を事業計画の日安とします。

(5) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、下保谷四丁目特別緑地保全地区全域とします。ただし、対象地域の保全活用にあたっては、**下保谷四丁目特別緑地保全地区を点とした取組だけでなく、下保谷地域、武蔵野地域、白子川流域との関係に留意したもの**とします。



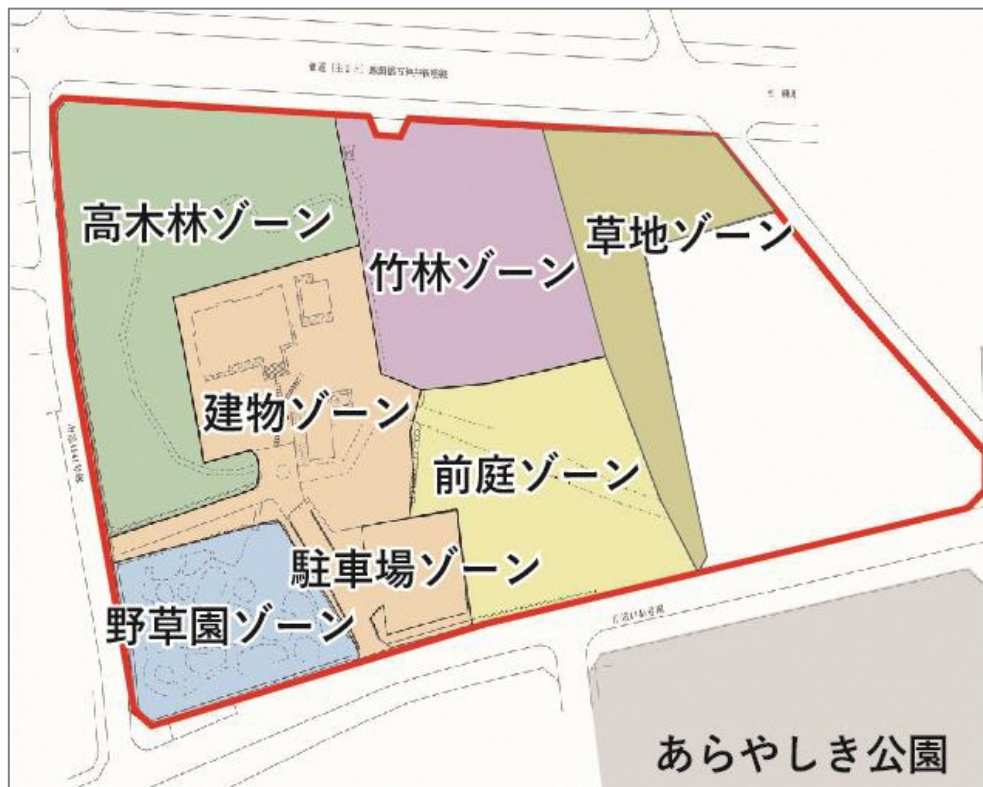
2. 下保谷四丁目特別緑地保全地区の概要

(1) 概要

下保谷四丁目特別緑地保全地区は、母屋・蔵・離れ等の建築物と周囲の屋敷林から構成されています。以下では、ゾーンごとに詳細を説明していきます。

〔下保谷四丁目特別緑地保全地区の概要〕

名称	下保谷四丁目特別緑地保全地区
所在地	東京都西東京市下保谷四丁目 330 番 1 ほか
面積	11,133.93 m ²



i. 建物ゾーン

建築ゾーンは、主に主屋、離れ、蔵といった建造物および出入口があります。主屋は、和室6部屋、洋間2部屋、台所、障害者用トイレ、洋式トイレ、浴室等で構成されています。離れは、土間となっており、3部屋で構成されています。蔵は、木造二階建てとなっています。

写真等

ii. 駐車場ゾーン

駐車場ゾーンは、駐車場が整備されています。

(文章追加)

写真等

iii. 前庭ゾーン

樹木等が植えられています。

(文章追加)

写真等

iv. 高木林ゾーン

主屋の北側及び西側には常緑樹が列状に植えられています。

(文章追加)

写真等

v. 竹林ゾーン

モウソウチクが分布しています。

(文章追加)

写真等

vi. 草地ゾーン

もともとは栗林であったが、現在は草地となっています。

(文章追加)

写真等

vii. 野草園ゾーン

下保谷四丁目特別緑地保全地区が民有地であった平成 18 年(2006)頃、高橋氏より場所を借りて野草を植え始め、現在では約 100 種類の野草を管理する野草園となっています。野草園については、毎週金曜の 10 時～12 時に一般開放しています。

写真等

○下保谷四丁目特別緑地保全地区の略歴

【歴史の中の下保谷】

この地域には中世にも人がいたようだが、近世のはじめ 16 世紀の中ごろ、白子川の水源地を求めて下流から人がやってきて組織的な開発が始まり、徐々に村らしくなってきたといわれています。

当時この地は一面の荒れ地だったので、荒（新）屋敷の字名となっています。

明治期には一時、東隣の小樽村（こぐれむら）などと連合組合村を組むなど下流の大泉、埼玉県方面との深いかわりがあります。

白子川は水が絶えたりするなど、水量が乏しかったので、水田はできず畑作地でした。江戸期の中ごろより江戸・東京の近郊農村として人々は穀類・蔬菜類・お茶などの商品作物を作り、売りさばいて生活してきました。

【下保谷のなかの高橋家】

下保谷・荒屋敷の草分け、有力農家の一軒で、名主の固定・世襲制となった享保 9 年（1724）以降は組頭をつとめた家だったので、屋号・当主は「おかしら」と呼ばれる。代々やさいのほか養蚕、藍栽培、製茶、たくあん漬けなどを手がけ、農・工・商にわたって時代に合わせた多角経営のなりわいによって広大な農地・屋敷林と経済的安定・家格を保ってきました。元当主である高橋敬一氏は所有地を下保谷福祉会館やあらやしき公園に提供するなど地域の発展に多大な貢献をしています。

江戸時代元禄年間	高橋家が下保谷地域に入植
（江戸時代末期～ 明治時代初期）	屋敷林の形成
明治時代	蔵 建築
昭和 49 年（1974 年）	主屋 建築
昭和 51 年（1976 年）	高橋家所有地の一部を下保谷福祉館建設地として提供
平成 10 年（1998 年）	高橋家所有地の一部を都道 3・4・10 号線（一部）として提供
平成 11 年（1999 年）	高橋家所有地の一部をあらやしき公園整備のため寄付

（参考：「武蔵保谷村だより」第 4 号（2012 年））

○下保谷四丁目特別緑地保全地区指定までの経緯

平成 22 年 1 月	東京都、土地所有者と協議を開始
平成 24 年 11 月 20 日	都市計画決定（西東京都市計画特別緑地保全地区）
平成 25 年 4 月 25 日	特別緑地保全地区内行為許可申請
平成 25 年 4 月 30 日	特別緑地保全地区内行為不許可通知
平成 25 年 5 月 23 日	特別緑地保全地区の土地買取り申出
平成 25 年 7 月 5 日	特別緑地保全地区の土地買取り決定

（２）自然・地理的環境

① 植生調査

※樹木調査の概要（1989 年調査の概要、今回調査の概要（何の調査が実施でき、何の調査が実施できなかったのか？）

※どのような植物が生えているか（ゾーン毎、立体構成（高木層－亜高木層－低木層－草本層）、1989 年調査との比較、1989 年調査時の高橋さんの記憶は記載したい）

植生図等

※屋敷林の成立について（活動紹介パネルから抜粋）

※武蔵野の屋敷林構造例と役割例（散居型モデル）（植生調査報告書より）

※かつての高橋家屋敷林の模式図及び雑木材予想図（植生調査報告書より）

※かつての屋敷林と現在の屋敷林の比較（何がなくなって（スギ群植）、何が増えた（モウソウチク林など）のか？）

※今後、下保谷四丁目特別緑地保全地区の植生はどうあるべきか？

緑化審議会で、今後の下保谷四丁目特別緑地保全地区の植生はどうあるべきかについて、審議会委員（小委員会：椎名委員等）からご意見をいただきたい。

例）昔の武蔵野の屋敷林の原風景にできるだけ戻していく。

昔の武蔵野の屋敷林の原風景と、その後の植生との共生（ゾーン毎等）

守っていく植生を位置付ける。新たに展開していく植生を位置付ける（草地ゾーンや薬草園ゾーンなど）

植物の保全と活用のバランスについて

→基本方針、行動方針へ反映していく

② 微気候

※微気候、雨水の貯留・浸透についての調査結果報告（活動紹介パネルから抜粋。飯田先生から追加報告書があるか？）

✓クールスポットとしての屋敷林（日中の最高気温差を最大 5.1 度下げる効果）

調査結果等

✓緑のダムとしての屋敷林（大型台風でも 90%以上の雨水を貯留・浸透）

調査結果等

※グリーンインフラとしての屋敷林の価値について（下保谷四丁目特別緑地保全地区の環境（微気候）上の価値を記載）

※下保谷四丁目特別緑地保全地区のみならず、下保谷地区や白子川流域において、今後、どのような役割をはたしていくべきか？

緑化審議会で、今後の下保谷四丁目特別緑地保全地区の環境（微気候）がどうあるべきかについて、審議会委員（小委員会：飯田委員等）からご意見をいただきたい。
例）グリーンインフラとしての屋敷林の価値の情報発信（学校教育との連携、環境イベントの開催等）

→基本方針、行動方針へ反映していく

(3) 建築とまちづくり

① 建築

・主屋について

主屋は、和室6部屋、洋間2部屋、台所、トイレ、浴室から構成されています。建物の中央に廊下があり、その左右に部屋が配置された間取りが特徴的です。

写真等

・離れについて

離れは、土足で上がれる土間となっており、農作業の合間に休憩する際に使用されていました。現在は、高橋家屋敷林保存会の活動の拠点としても使われています。

写真等

・蔵について

蔵は、木造二階建てで、天井の仕上げ材を張らずに、2階の床梁と屋根の小屋組みを見せるつくりとなっています。

写真等

② 武蔵野の屋敷の構成

※一般的な武蔵野の屋敷（建物）と旧高橋家の主屋との共通点・違い

※残すべき建物の構成（中廊下、南側縁側等）

※建物の保全、耐震上の課題

緑化審議会で、屋敷林の建物（主屋、離れ、蔵）が、今後どうあるべきか（何を残し、何を活用するか）について、審議会委員（小委員会：伊藤委員長、中村委員等）からご意見をいただきたい。

例)

→基本方針、行動方針へ反映していく

（４）屋敷林をめぐる歴史と文化

①関連する歴史・文化

- ✓天神社拝殿の鰻絵
- ✓尾張藩のお貸し具足
- ※関連文化財群の説明
- ※白子川流域（下保谷地区）の歴史

関連する歴史・文化財群のリスト化（概要説明）←亀田委員等に依頼

②屋敷林をめぐる歴史と文化の活動

- ✓まち歩き
- ✓農家の暮らし（保谷の藍染め等）

これまでの歴史・文化活動のリスト化（概要説明）←亀田委員等に依頼

③ 高橋家屋敷林をめぐる関連文化財群とストーリー

- ～「祈り」と「暮らし」の２つのキーワード
- ※屋敷林の魅力について（周辺の屋敷林を含む）（活動紹介パネルから抜粋）
- ※祈り（信仰）について（活動紹介パネルから抜粋）
- ※高橋家屋敷林をめぐる関連文化財群とストーリー（ストーリー：日蓮の教えと生きる農村の暮らしを支えたみどりの景観について記載）

緑化審議会で、屋敷林をめぐる歴史と文化のあり方（保存、活用のあり方）について、審議会委員（小委員会：亀田委員等）からご意見をいただきたい。
例）

→基本方針、行動方針へ反映していく

（５）屋敷林の日常管理の担い手

① 市民団体による旧高橋家屋敷林の保存活用の経緯

※いつから市民団体が、旧高橋家屋敷林の保存活用をはじめていたのか。

※各市民団体が、どのような活動を行っていたのか。

② 高橋家屋敷林保存会の活動

- ・平成 26 年 1 月 1 日発足
- ・保存会設立の経緯（特別保全緑地地区の指定を契機に、それまでに活動していた複数の団体を統合する形で設立）
- ・保存会の会員数、会員の属性
- ・活動内容（一般人が誰でも行えるような屋敷林の日常的な保全・整備（除草・清掃等）、イベント開催、屋敷林に関する情報発信等）

③ 高橋家屋敷林保存会の現状と課題

※下保谷四丁目特別緑地保全地区での活動を行う上での課題

- ✓ 担い手面での課題（会員の減少・高齢化、リーダーシップ・まとめ役が必要）
- ✓ 活動の継続面での課題（広大な敷地の管理に手間がかかる）
- ✓ 市民等への認知・周知面での課題（市との協働で屋敷林の認知度が若くなった。保全と活用（公開）のバランスを考えていくことが課題である）
- ✓ 運営・活動資金面での課題（年会費、寄付）

緑化審議会で、屋敷林の保全活用の担い手、組織のあり方（詳細は 7 章に記載）について、審議会委員（小委員会：佐藤委員等）からご意見をいただきたい。
例）

→基本方針、行動方針へ反映していく

3. 下保谷四丁目特別緑地保全地区の現状と課題

(1) 保全の状況と課題

① 屋敷林の管理活動

- ・屋敷林の日常管理は、高橋家屋敷林保存会が実施している。
- ・竹林ゾーンについては、整備不十分のため、開放していない。
- ・保存会の会員の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が必要。

写真等

② 屋敷林の調査・観測活動

- ・専門家の協力を得て、屋敷林の調査を実施。
- ・屋敷林の実態を把握するために、誰でも植生の調査・観測ができるようなマニュアルづくり、人材育成が必要。

写真等

③ 建物の修繕

※建物の修繕の必要性については、正確な状況を把握できていないため、ご教授いただきたいです。

写真等

下保谷四丁目特別緑地保全地区の現状と課題について、上記（案）を基に、緑化審議会で、意見を徴収します。
今年度の調査成果として、下保谷四丁目特別緑地保全地区の現状と課題までは整理していきたいと思います。

(2) 活用の状況と課題

① 市民活動の場としての活用

- ・下保谷四丁目特別緑地保全地区は、駅からのアクセスがよく、活動の拠点ともなりうる建物もある。
- ・いくつかのサークルの活動の場として利用されているが、市民が自由に使えるようにはなっていない。
- ・市民が自由に活用できるようにするための仕組み作りが必要。

写真等

② 自然体験の場としての活用

- ・桜や紅葉の鑑賞会等を実施。
- ・多様な動植物が生育している。
- ・屋敷林の樹木や野草について、初心者でもわかりやすいような表示や案内が必要。

写真等

③ クールスポットとしての活用

- ・現状では、開放時間が限られているため、クールスポットとして十分に活用されてはいない。
- ・クールスポットとして活用することが期待できるが、座って休めるスペース等がない。

写真等

④ 地域の歴史や文化を学ぶ場としての活用

- ・「保谷のアイと白子川」等、社会教育課によるイベントの開催。
- ・下保谷の歴史や習俗を学ぶ場として、解説の整備やガイドの育成が必要。

写真等

⑤ 下保谷四丁目特別緑地保全地区に関する情報発信

- ・情報発信として、西東京市ホームページでの紹介、「ヤシキリン通信」の発行等を実施している。
- ・情報発信の方法、主体の検討が必要。

写真等

4. 保全活用の基本的な考え方

(1) 目指すすがた

※下保谷四丁目特別緑地保全地区をどのような場所にしたいのか、核となるコンセプトを明確にする。キーワードだけでなく、キービジュアル（保全活用のイメージ図）があってもよいのではないか。

（例：下保谷地域の歴史を伝える「屋敷林」を守り伝えるとともに、現在、未来の地域住民の生活を豊かにする拠点とする 等）



(2) 基本方針

※以下は、「下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用方針」より一部抜粋したものだが、改めて、基本方針を検討する必要がある。

- I. 保全と活用を一体のものとする。
- II. 地域に点在する地域資源を結びながら「面」として活動を展開する。
- III. 地域住民等との連携を通じて保全活用の担い手を育てていく。
- IV. コミュニティ形成の場としての新たな価値と役割を創出し、普及・啓発に努める。

5. 行動指針

保全活用の基本的な考え方を踏まえ、保全と活用の方向性をここに示す。

(1) 保全指針

[環境整備]

① 屋敷林の環境整備（：市民ボランティア中心）

- ・屋敷林を地域資源として活用していくにあたり、屋敷林の安全性確保のため、屋敷林の環境整備が必要である。
- ・樹木の剪定等については、可能な範囲で（誰が：ボランティアの方々）を中心に、（頻度：年に2回程度）実施し、高木の剪定等の作業が困難な部分については、（誰が：専門業者に委託して）、（頻度：年に1回等）実施する。
- ・（費用について）
- ・（どのように：年度初めに「屋敷林管理計画」を策定し、それに基づいて実施する。）

[環境整備]

② 建物の修繕（：西東京市中心）

- ・下保谷四丁目特別緑地保全地区には、一般的な緑地や公園などとは違い、かつての居住者の住んでいた建物等が残されている。
- ・建物等は、下保谷四丁目特別緑地保全地区で活動するにあたり、活動の拠点として活用していくことが望まれる。
- ・（誰が）（いつ）（どのように）修繕を実施することが必要である。
- ・（費用について）
- ・（カフェ等として活用を検討する場合、それを踏まえた修繕等が必要）

[日常管理]

③ 屋敷林の管理活動（：市民ボランティア中心）

- ・屋敷林を地域資源として活用していくにあたり、屋敷林の安全性確保や環境整備のため、屋敷林の日常管理活動が必要である。
- ・日常管理活動については、[市民ボランティアの方々]を中心として、（頻度：週に1回程度）実施する。
- ・（費用について）
- ・（どのように：年度初めに「屋敷林管理計画」を策定し、それに基づいて実施する。）

[調査・観測]

④ 屋敷林の調査・観測活動（：小委員会中心）

- ・屋敷林は、暮らしとの関係の中で、居住者により形成・整備されてきたものであるが、時間の経過とともに、一部では植生が変化しつつある。
- ・下保谷地域（武蔵野地域）の暮らしとの関係の中で育まれてきた屋敷林という特性を後世に引き継ぐべく整備を進めるためには、まず植生を調査・観測し、動向を把握する必要がある。
- ・樹木の調査・観測については、（誰が：ボランティアの方々）を中心として、（頻度：年に1回等）、樹木の調査・観測活動を実施する。
- ・（費用について）
- ・（どのように：「植生調査・観測マニュアル」を策定、ボランティアの方々に対し講習会を実施）

（2）活用方針（：（イベントに参加する）市民中心）

[活用・発信]

① 市民活動の場としての活用

- ・下保谷四丁目特別緑地保全地区は、駅からのアクセスがよく、活動の拠点ともなりうる建物もある。
- ・現在、いくつかのサークルの活動の場として利用されているが、市民が自由に利用できる仕組みは整備されていない。
- ・（誰が：西東京市）が主導し、（どのように：ワークショップ・アンケートを通じて市民のニーズを把握したうえで、）「下保谷四丁目特別緑地保全地区の利用ルール」を（いつまでに）策定する。

[活用・発信]

② 自然体験の場としての活用

- ・屋敷林には、多様な動植物が生育しており、自然に触れあうことのできる貴重な空間となっている。
- ・（誰が：西東京市とボランティアの方々が連携して）、（いつ：計画策定後初年度に）、（どのように：ワークショップを開催し、屋敷林の動植物について、図鑑やカードにまとめる。）
- ・（誰が：西東京市が）、（いつ：計画策定後初年度に）、（どのように：図鑑やカードを公開し、来訪者が動植物を観察したり学習したりできるようにする。）

[活用・発信]

③ クールスポットとしての活用

- ・屋敷林には、高木から低木まで様々な樹木が積層しており、高い遮熱抑制効果があることが分かっている。
- ・クールスポットとしての特性を活かし、地域住民が休憩できる場所として活用するにあたっては、併せて休憩できるスペース等を整備するのが望ましい。
- ・（誰が：日常管理を実施するボランティアの方々が）、（いつ：一般開放時）、（どのように：主屋の縁側のスペースを休憩スペースとして開放する。）
- ・（誰が：西東京市とボランティアの方々が連携して）、（いつ：計画策定後翌年度に）、（どのように：屋敷林の保全の上でやむなく伐採した木でベンチをつくるワークショップを開催し、それを屋敷林内に設置する。）

[活用・発信]

④ 地域の歴史や文化を学ぶ場としての活用

- ・下保谷四丁目特別緑地保全地区には、下保谷地域の伝統的な生業等を伝えるものが数多く残っている。
- ・西東京市社会教育課によるイベント等が実施されてきたが、一般開放時において、地域住民が地域の歴史や文化を学べるような工夫はなされていない。
- ・（誰が：西東京市と歴史文化に関心のある市民が連携して）、（いつ：年に1シリーズ程度）、（どのように：下保谷地域の歴史や下保谷四丁目特別緑地保全地区について講座を開催し、受講生をガイドとして認定する。）
- ・（誰が：西東京市と歴史文化に関心のある市民が連携して）、（どのように講座や講義内容を決定し、実施する。）

[活用・発信]

⑤ 下保谷四丁目特別緑地保全地区に関する情報発信

- ・下保谷四丁目特別緑地保全地区に関する情報発信は、西東京市ホームページでの紹介や「ヤシキリン通信」の発行を通じて実施してきた。
- ・ボランティアの方々や地域住民、専門家の方々など、下保谷四丁目特別緑地保全地区や下保谷地域に関して知見がある方の協力を得ながら、西東京市だけでなく、（誰が：ボランティアの方々からの）情報発信を行っていく必要がある。
- ・（どのように：情報発信にあたっては、屋敷林の四季等をリアルタイムで発信することができる SNS 等も活用していく。）

■個別事業一覧

	事業名	主体			スケジュール				
		行政	市民	専門家	R4	R5	R6	R7	R8
保全 施策	日常管理活動		○		○	○	○	○	○
	樹木の剪定活動	○	○	◎	○	○	○	○	○
	植生の調査・観測	○	◎	○	○	○	○	○	○
	建物の修繕	◎		○			○	○	○
活用 施策	下保谷四丁目特別緑地保全 地区の利用ルールの策定	◎	○		○				
	屋敷林の動植物の整理		◎	○	○				
	休憩スペースの整備	◎	○		○	○			
	歴史文化ガイドの育成	○	◎			○	○	○	○
	情報発信	○	◎						

多くの保全活用計画では、5 W2H（When（いつ）、Where（どこで）、Who（誰が）、Why（なぜ）、What（何を）、How（どのように）、How much（いくら））まで記載している例は少ない。下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画を、具体的な行動（実施）計画とするために、できるだけ5 W2Hについても記載すべきと提案します。

（参考：王寺町文化財保存活用地域計画）

文化財の保存と活用に関する措置									
文化財の保存と活用に関する方針に従い、文化庁の各種補助金や地方創生推進交付金などを財源として、王寺町が実施する事業内容及び実施計画期間は次のとおりです。									
（ストーリーとの関連） I：聖徳太子 II：中継点 III：鉄道 IV：新リ V：御膳山 △：施設主体 ○：中心に盛り込む ◎：協力 △：協力併用									
方針1 文化財を掘り起こす									
No.	事業名	ストーリーとの関連	取組主体	実施計画期間					
			住民 地域 行政	2019-21年	2022-25年	2026-28年			
1	西安寺跡発掘調査	I、II	△ ○ ◎	●					
2	片岡王寺跡発掘調査	I、II	△ ○ ◎		●				
3	記念物（自然・景観）調査	—	△ ○ ◎	●	●	●			
4	行事・祭礼調査	IV	○ ○ ◎	●	●	●			
5	古文書所在調査	—	○ ○ ◎	●	●	●			
6	古文書調査	IV	○ ○ ◎	●	●	●			
7	古文書調査	—	○ ○ ◎	●	●	●			
8	王寺駅前商店街おきみ再調査	III	△ ○ ◎	●	●	●			
9	文化財のデータベースづくり	—	△ △ ◎	●	●	●			
方針2 文化財を守る									
No.	事業名	ストーリーとの関連	取組主体	実施計画期間					
			住民 地域 行政	2019-21年	2022-25年	2026-28年			
1	文化財の指定・登録	—	○ ○ ◎	●	●	●			
2	甲種山の文化財指定	V	○ ○ ◎	●	●	●			
3	連続寺方丈保存修理工事	—	○ ○ ◎	●	●	●			
4	保存修理工事の構築	—	○ ○ ◎	●	●	●			
5	町文化財保護指導委員の設置	—	○ ○ ◎	●	●	●			
6	防火訓練の実施	—	○ ○ ◎	●	●	●			
7	防火設備の整備	—	○ ○ ◎	●	●	●			
8	防災体制の構築	—	○ ○ ◎	●	●	●			
9	防災体制の構築	—	○ ○ ◎	●	●	●			
10	文化財見守り活動の実施	—	○ ○ ◎	●	●	●			
方針3 文化財の特徴をみかく									
No.	事業名	ストーリーとの関連	取組主体	実施計画期間					
			住民 地域 行政	2019-21年	2022-25年	2026-28年			
1	歴史講座の実施	I、II、III、IV、V	△ ○ ◎	●	●	●			
2	文化財プロモーション	I、II、III、IV、V	△ △ ◎	●	●	●			
3	学校教育との連携	I、II、III、IV、V	△ ○ ◎	●	●	●			
4	「片岡山のほとり」複製品作製	I	△ △ ◎	●	●	●			
5	連続寺方丈ユニークメニュー	I	○ ○ ◎	●	●	●			
6	太子参行列の再現	I	○ ○ ◎	●	●	●			
7	西安寺跡の整備	I、II	○ ○ ◎	●	●	●			
8	片岡王寺跡の整備	I、II	○ ○ ◎	●	●	●			
9	御膳山歴史伝承館の作成	V	△ △ ◎	●	●	●			
10	御膳山での観望体験イベント	V	○ ○ ◎	●	●	●			
11	御膳山広域観光ルート整備	V	△ △ ◎	●	●	●			
12	御膳山山頂・参道整備	V	○ ○ ◎	●	●	●			
13	迷宮路の整備	I、V	○ ○ ◎	●	●	●			
14	時刻表の更新	V	○ ○ ◎	●	●	●			
15	大和川の川船復元	II	○ ○ ◎	●	●	●			

方針4 文化財を生かした交流									
No.	事業名	ストーリーとの関連	取組主体	実施計画期間					
			住民 地域 行政	2019-21年	2022-25年	2026-28年			
1	住民への地域計画の周知	—	○ ○ ◎	●	●	●			
2	協議会の設立	I、II、III、IV、V	○ ○ ◎	●	●	●			
3	住民が参加できるシステムづくり	—	○ ○ ◎	●	●	●			
4	観光協会との連携	I、II、III、IV	○ ○ ◎	●	●	●			
5	観光ボランティアガイドの育成	—	○ ○ ◎	●	●	●			
6	聖徳太子プロジェクト	I	△ ○ ◎	●	●	●			
7	香丸グッスの充実	I	○ ○ ◎	●	●	●			
8	鉄道フェスティバルの実施	III	○ ○ ◎	●	●	●			
9	松葉家住宅の活用促進	III	○ ○ ◎	●	●	●			
10	ジオマ鉄道模型の作成	III	○ ○ ◎	●	●	●			
11	雨乞い湯殿祭の再現	IV	○ ○ ◎	●	●	●			
12	日街道の景観整備	I、II	○ ○ ◎	●	●	●			

方針5 文化財の拠点づくり									
No.	事業名	ストーリーとの関連	取組主体	実施計画期間					
			住民 地域 行政	2019-21年	2022-25年	2026-28年			
1	文化財業務の移管	—	△ △ ◎	●	●	●			
2	周遊ルートの設定	I、II、III、IV、V	○ ○ ◎	●	●	●			
3	周遊パンフレット・マップの作成	I、II、III、IV、V	○ ○ ◎	●	●	●			
4	御膳山・サイン表示の整備	I、II、III、IV、V	○ ○ ◎	●	●	●			
5	周遊アプリの開発	I、II、III、IV、V	○ ○ ◎	●	●	●			
6	日当麻街道のカラー舗装	I	○ ○ ◎	●	●	●			
7	旅行商品の企画	I、II、III、IV、V	○ ○ ◎	●	●	●			
8	博物館の整備	I、II、III、IV、V	○ ○ ◎	●	●	●			



6. 関連する諸計画との整合

(1) 建築物の保全活用に関する諸計画との整合

○都市計画法上の現状・課題

※下保谷四丁目特別緑地保全地区全域が第1種低層住居専用地域（用途制限）

※建物の活用を図る際に、活用内容によって用途制限がかかる可能性がある。

※用途変更等を図ることが必要

※下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用方針の見直しの必要性

○文化財保護法上の現状・課題

※登録有形文化財としての登録（登録有形文化財とは、登録有形文化財の活用例、登録有形文化財登録基準（原則建設後50年を経過し、かつ（1）国土の歴史的景観に寄与しているもの、（2）造形の規範となっているもの、（3）再現することが容易でないもののいずれかに該当するもの）

※文化庁「文化財保存活用地域計画」での位置づけ（西東京市文化財保存・活用計画：平成28年3月策定、「文化財保存活用地域計画」に位置付けられることで活用できる国庫事業等）

(2) 西東京市の諸計画との整合

○西東京市総合計画

※後期基本計画：2019年度から2023年度

※次期総合計画に向けた下保谷四丁目特別緑地保全地区のあり方提言（※市長交代）

○西東京市みどりの基本計画

※現計画の目標年次は、計画策定から10～20年後の2013年～2023年前後

※新計画は、令和6年度スタートで策定

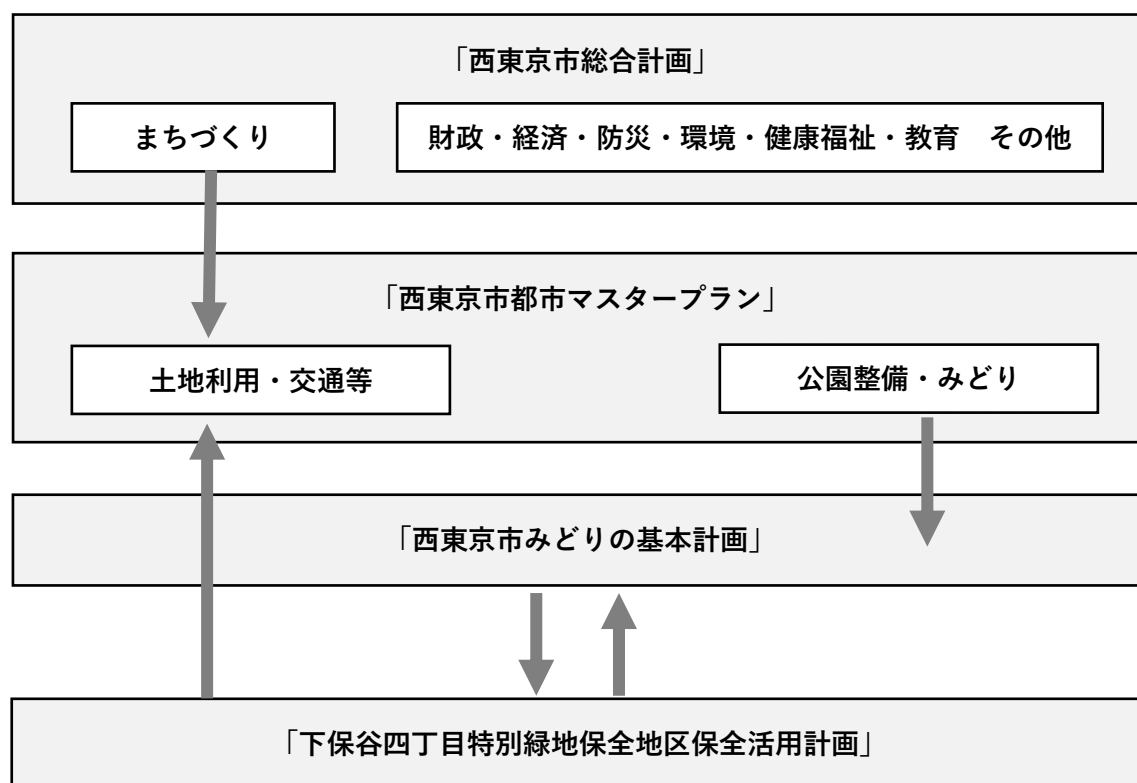
※下保谷四丁目特別緑地保全地区並びに白子川流域（グリーンインフラ）を位置付け

○西東京市都市マスタープラン

※令和3・4・5年度で検討、令和6年度にスタート。

※下保谷四丁目特別緑地保全地区の都市計画（用途地域等）の見直しの提言

〔諸計画と下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画との関係図〕



7. 組織体制

(1) 将来的な下保谷四丁目特別緑地保全地区の保存活用体制について

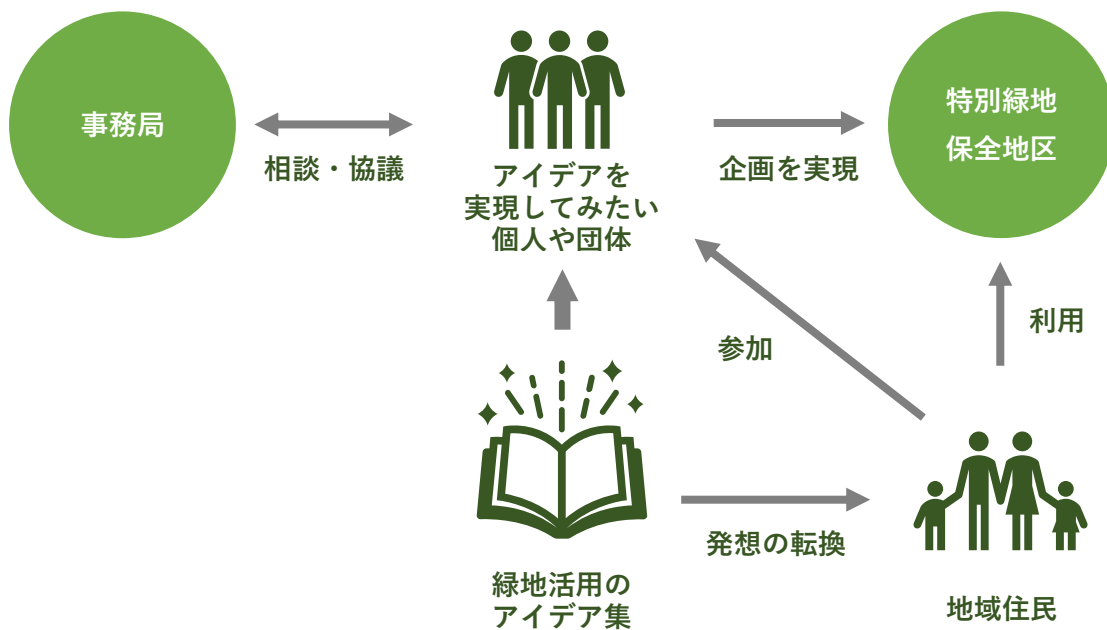
〔あり方検討その①〕

- 下保谷四丁目特別緑地保全地区のみの保全活用を行う組織体制（現状組織型）
- 下保谷四丁目特別緑地保全地区の点としての活動だけでなく、面的（例：下保谷地区全域、白子川流域地区）や多分野（歴史文化、にぎわいづくり等）の活動も行うような組織体制

〔あり方検討その②〕

- 市民ボランティア団体の強化
- 新たな法人組織の設立
- プラットフォームの構築

<イメージ>



8. 資料

- ・用語解説
- ・策定スケジュール、委員名簿など